

電気通信事業紛争処理委員会の当面の活動について（案）

電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、IP化の進展等に伴い変化しつつある競争環境下において、引き続き効果的な紛争処理活動を行うことを目指し、電気通信事業法において委員会に委ねられた諸機能等を十分活用し、個々の紛争事案及び相談事案について適確に対応するとともに、委員会の機能を一層強化するため、当面、下記の活動に重点を置いて取り組んでいくこととする。

記

1 紛争処理に関係する情報収集等の強化

電気通信事業分野においては、技術の進展や競争の活性化が著しいことを踏まえ、同分野の競争状況・事業実態・事業慣行、関連する情報通信技術の動向、競争政策の動向、関連する法規範・経済理論等に関し、迅速な紛争処理に資するという観点から、関係する情報の収集等を一層強化する。

このため、必要に応じ、（ア）情報通信技術、競争政策等に係る専門家、関係機関等との意見・情報の交換、（イ）電気通信事業者（以下「事業者」という。）等へのヒアリング、（ウ）関係資料調査などの取組を行う。

なお、上記に当たっては、関係機関等が有する既存の情報や知見を最大限活用する等効率的な活動を行うよう留意する。

2 委員会利用の利便性の向上

地方に所在する事業者や事業規模の必ずしも大きくない事業者を含め、すべての事業者が、委員会が設置されている趣旨に沿って、必要なときには簡便に委員会を利用できるような環境整備に努める。

このため、（ア）ウェブ・サイトの改善・充実や事業者団体等が開催する各種会合における情報発信等業務に関する周知活動をさらに強化するとともに、（イ）地方における紛争処理の相談会を開催する、（ウ）相談・紛争処理手続についても、例えば地理的に委員会の利用が不便な事業者には、必要に応じて、テレビ会議等を利用した対応を行うなど事業者の負担軽減に配慮した取組を行う。

3 委員会の知見の情報発信（競争ルールへのフィードバック）

委員会は、個別の事案の紛争処理だけではなく、その過程で得られた知見を競争ルールへフィードバックするという役割も期待されていることにかんがみ、引き続き「勧告」を適切に活用するほか、個別の事案の紛争処理過程、電気通信事業者からの相談及び上記1の専門性向上のための取組等を通じて得られた知見を踏まえ、競争ルールに関する委員会としての考え方を様々な機会を利用して明らかにするなど、競争ルール整備に資するような情報発信に努める。

4 制度整備への対応

「新競争促進プログラム2010」においても取り上げられている紛争処理機能の強化に関し、あっせん等の対象となる事案の範囲の拡大等制度整備については、必要に応じ委員会としても検討を行い、制度担当部局に対する知見の提供や意見交換を行う。